変更届提出書類一覧(認知症对応型通所介護・介護予防認知症对応型通所介護)

■届出について

・届出の期限は変更日から10日以内となっています。 (変更日より1ヶ月経過して提出する場合は<u>遅延理由書の提出</u>もお願いします。)

■提出書類及び届出方法

・郵送にて提出をお願いします。

返信用の定型封筒に必要分の切手を貼って返送先住所宛名を明記し同封してください。

- ※届出に不備、不明な点がある場合、来庁をお願いすることがあります。
- ※内容によっては必要となる書類が変わることがあります。

◆サービス情報の変更 提出書類一覧

サービス情報の変更届については、<u>事業所単位での届出となります。</u>例えば同一所在地に同一法人の運営する複数の指定事業所がありそれぞれ移転するような変更が生じた場合、それぞれの事業所から届出書・添付書類の提出が必要となります。 **様式については<u>こちらからダウンロード</u>してください。**

変更する事項	提出書類	留意点
事業所の名称	・変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付) ・変更届出書(様式第5号) ・指定に係る記載事項(付表18-1)(単独型・併設型) ・指定に係る記載事項(付表18-2)(共用型) ・運営規程(参考資料5-3M) ・老人福祉法上変更届出書 ア 又は イ	
	ア 【単独で設置の場合】 老人デイサービスセンター等変更届出書(様式第20号) 【老人福祉センター等他の用途に利用されている施設を利用する場合】 老人居宅生活支援事業変更届出書(様式第17号)	別の所在地にある事 業所と同一名称を使 用することはできま せん。
	※事業所番号は、同一所在地、同一名称の事業所に対して1つの事業所番号を付与しています。 そのため以下のような場合、事業所番号が変更になります。 ①同一所在地で複数の介護保険サービス事業を同一事業所名称で運営しており、その一部の 事業につき事業所名称を変更した場合 ②異なる事業所名称で事業を運営していたが、同一名称に統一するような場合	事業所番号が変更に なる場合は 事前に ご 相談ください。
事業所の 所在地(移転)	【事前協議は来庁】 改めて事前協議が必要となりますので、移転を予定される時点でお早めにご相談く ださい。	
建物の構造、設備、専用区画の変更	 変更 ・変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付) ・変更届出書(様式第5号) ・指定に係る記載事項(付表18-1)(単独型・併設型) ・指定に係る記載事項(付表18-2)(共用型) ・老人デイサービスセンター等変更届出書(様式第20号)[単独で設置の場合のみ] ・事業所の平面図 介護福祉施設等の建物の一面に事務所を設置している場合は、施設内の位置関係等を確認しますので、当該施設のフロア図も必要となります。 ・変更された部分の写真(カラー) < 現地確認をしない場合のみ> ・設備・備品等一覧表(参考様式5) 	
	※入浴施設等、加算の対象になる設備を新たに追加・変更しても 加算届の提出が 無い場合、算定できません。	

◆サービス情報の変更 提出書類一覧 続き

変更する事項	提出書類
介護給付費算定に	◆福祉指導監査課のホームページ、
係る体制	<u>介護給付費算定に係る体制等に関する届出について(加算様式込)</u> の、
(加算項目)	<u>加算届提出一覧表ページ</u> より、届出に必要な書類を確認してください。
	<u>〔注意〕算定時期により、提出期限が決められています。</u>
管理者の	・変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付)
氏名及び住所	・変更届出書(様式第5号)
	・指定に係る記載事項(付表18-1)(単独型・併設型)
	・指定に係る記載事項(付表18-2)(共用型)
	・組織体制図(参考資料1)他の業務と兼務する場合のみ
	・経歴書(参考様式2)
	・誓約書(参考様式9-3)
	・認知症介護実践研修(実践者研修)修了証書(写し)
	・認知症対応型サービス事業管理者研修修了証書(写し)
	・老人福祉法上変更届出書 ア 又は イ
	ア 【単独で設置の場合】
	/ 老人デイサービスセンター等変更届出書(様式第20号)
	【老人福祉センター等他の用途に利用されている施設を利用する場合】
	老人居宅生活支援事業変更届出書(様式第17号)
	<mark>管理者研修未受講の場合</mark> ・・郵送又は電子申請で申込み。
	[注意] 認知症介護実践研修(実践者研修)を修了している事。
	・認知症介護研修(認知症対応型サービス事業管理者研修)受講申込書
	※必ず受講申込み書に、管理者就任日を記載してください。
	下記のホームページに申込書を掲載しています。
	認知症介護研修(開設者研修・管理者研修・計画作成担当者研修)の受講者募集について
	・確約書(研修用)(研修9-5)
	様式集よりダウンロードしてください。
	♥毎個体)。 トプチカボ市 「カルコ(株)」
	※婚姻等による氏名変更、又は引越し・住居表示の変更等による住所変更のみの場合 ・
	・変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付) ・変更届出書(様式第5号)
	・指定に係る記載事項(付表18-1)(単独型・併設型)
	・指定に係る記載事項(付表18-2)(共用型)
	・老人福祉法上変更届出書 ア 又は イ 氏名を変更する場合のみ
	「単独で設置の場合」
	ア 【単独で設置の場合】 老人デイサービスセンター等変更届出書(様式第20号)
	【老人福祉センター等他の用途に利用されている施設を利用する場合】 イ オトロネサバナの大学である。
	2 老人居宅生活支援事業変更届出書(様式第17号)

◆サービス情報の変更 提出書類一覧 続き

・変更届性務要、定型對簡(切手必要分貼付) ・変更届世裔 (様元第5号) ・指定に係る記載事項 (付表18-1) (単独型・併設型) ・推定に係る記載事項 (付表18-2) (共用型) ・運営規程 (参考資料5-3M) ・連業者の勤務所例及で勤務形態一覧表 (参考様式1-8) (複数単位がある場合は単位ごとに作成) ・生活相談員、看護職員、機能訓練相導員については、資格を証する書類の(写し)(未提出の者の分) ・老人福祉社上変更届出書 ア 又は イ ※定員変更の場合のみ 「単端で配便の場合] 老人居やビスセシター等変更届出書 (様式第20号) 「建大福祉センター等他の用途に利用されている施設を利用する場合] 老人居や生活支援事業変更周出書 (様式第17号) ・変更届出書 (様式第6号) ・表人居代社に集る記載事項 (付表18-1) (単独型・併設型) ・持定に係る記載事項 (付表18-2) (共用型) ・老人居代社にな少の一等変更届出書 (様式第20号) 「単独で配便の場合] ・表人居代社にな少の一等変更届出書 (様式第20号) 「上人福祉センター等他の用途に利用されている施設を利用する場合] ・変更届出書 (様式第17号) 「本人福祉センター等を更届出書 (様式第17号) 「本人福祉性の子の事他の用途に利用されている施設を利用する場合] ・変更届出書 (様式第17号) ・指定に係る記載事項 (付表18-1) (単独型・併設型) ・指定に係る記載事項 (付表18-1) (単独型) ・選別程 (参考資料5・3M) ・住居表示変更の証明書等の (写し) ・老人福祉士と変更届出書 (様式第20号) 「老人福祉士と変更届出書 ア 又は イ ※末規用型) ・選修理を優の場合] ・選修理を優の場合] ・表人元・マーマ・レース・レース・レース・レース・レース・レース・レース・レース・レース・レース	変更する事項	提出書類	留意点
⑤上記①〜④以外のその他運営規定の変更 ・変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付) ・変更届出書(様式第5号) ・指定に係る記載事項(付表18−1)(単独型・併設型) ・指定に係る記載事項(付表18−2)(共用型)		①定員・サービス提供時間、営業日、営業時間、単位の変更 ※1 ②従業者数の変更 ※2 ・変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付) ・変更届出書(様式第5号) ・指定に係る記載事項(付表18-1)(単独型・併設型) ・指定に係る記載事項(付表18-2)(共用型) ・選生規盤(参考資料5-3M) ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1-8) ・(複数単位がある場合は単位ごとに作成) ・変更日から4週間分、従業者全員分で作成) ・生活相談員、看護職員、機能訓練指導員については、資格を証する書類の(写し)(未提出の者のみ) ・老人福祉法上変更届出書 ア 又は イ ※定員変更の場合のみ 「単独で設置の場合] ・老人デイサービスセンター等変更届出書(様式第20号) 【老人福祉とクー等他の用途に利用されている施設を利用する場合】 ・変更届出書(様式第5号) ・指定に係る記載事項(付表18-1)(単独型・併設型) ・技に係る記載事項(付表18-1)(単独型・併設型) ・老人福祉法上変更届出書 ア 又は イ ※実地地域の変更の場合のみ 「単独で設置の場合」 ・老人活社法上変更届出書 ア 又は イ ※実地地域の変更の場合のみ 「単独で設置の場合」 ・老人所社法上変更届出書 ア 又は イ ※実地地域の変更の場合のみ 「単独で設置の場合」 老人ディサービスセンター等変更届出書(様式第20号) 【老人福祉とンター等他の用途に利用されている施設を利用する場合】 老人所や生活支援事業変更届出書(様式第17号) ①区画整理等により住居表示が変更となった場合 ・変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付) ・変更届出書(様式第5号) ・指定に係る記載事項(付表18-1)(単独型・併設型) ・指定に係る記載事項(付表18-2)(共用型) ・指定に係る記載事項(付表18-2)(共用型) ・者と居支援事業変更届出書 ア 又は イ 「単独で設置の場合」 老人居社法・変更届出書 ア 又は イ 「単独で設置の場合」 老人居社芸・変更の場合」 名人居と生活支援事業変更届出書(様式第17号) ③上記①~④以外のその他運営規定の変更 ・変更届連絡票、定型計筒(切手必要分貼付) ・変更届出書(様式第5号) ・指定に係る記載事項(付表18-1)(単独型・併設型)	※1 定員を関する。 ※2 変が面でなります。 ※2 がよいで、 ※2 では、必必で、 ※2 では、必必で、 ※2 では、必ずで、 ※3 では、ない。 ※3 では、ない。 ※3 では、ない。 ※3 では、ない。 ※3 では、ない。 ※3 では、ない。 ※3 では、ない。 ※3 では、ない。 ※3 では、ない。 ※3 では、ない。 ※3 では、ない。 ※4 では、ない。 ※4 では、ない。 ※5 のの変更のの変更のの変更のの変更のの変更のの変更のの変更のの変更のの変更のの変
・運営規程(参考資料 5 — 3 M)		・運営規程(参考資料 5 — 3 M)	

◆法人情報の変更 提出書類一覧

法人情報の変更届については、法人単位での届出となります。

同一法人の下に茨木市内に複数の指定事業所がある場合、**一事業所からの届出を以って他の全ての事業所からの届出とみなします**(事業所一覧の添付必須)。また、他の市町村にも指定事業所がある場合は、その事業所分は当該市町村を所管する行政庁に別途届出が必要です。

変更する事項	提出書類	留意点
法人の名称	変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付)	法人の名称の変更とは当該法人の
法人所在地	・変更届出書(様式第5号)	「商号変更」のみを指します。
※ 4	・変更届出書(様式第4号)*事業所一覧に総合事業が含まれている場合のみ提出	吸収合併、事業譲渡等により <u>事業所</u> の運営法人が別法人へ変更となる場
	※ 法人の電話・FAX番号が変更になる場合は、記載してください。	<u>の運営伝入が別伝入へ変更となる場</u> 合は新規申請が必要となります。
	・履歴事項全部証明書(原本のみ)※1	変更届では処理できません。
	・事業所一覧(参考様式11) ※2	運営法人が変更となる場合は必ず
	・老人居宅生活支援事業変更届出書(様式第17号) 〔注1〕	事前にご相談ください。
	※下表〔注1〕の事業所一覧に記載の「介護サービス」が含まれている場合は、 老人福祉法上のサービス名毎に届出書を提出してください。	<u>*</u> 1
	<u> 名八価性伝工のリーに入石券に用山青を提出してくたさい。</u>	現在事項証明書は不可。
注 1 仕事業の	. 亦更足速效率 安刑針签(切毛以無八肚什)	
<u>法人代表者の</u> 氏名、生年月日	・変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付) ・変更届出書(様式第5号)	※ 2
及び住所	• 変更届出書 (様式第4号) *事業所一覧に総合事業が含まれている場合のみ提出	事業所一覧表に <u>茨木市が指定した</u> 介護事業所が複数ある場合提出く
<u> </u>	(変更後) に以下の項目を記入してください。	<u>介護争業別</u> が後数のる場合促出く ださい。
~ -	1. 法人代表者の氏名とふりがな	7004 8
	2. 生年月日	※ 3
	3. 郵便番号・住所	・小規模多機能型居宅介護
	4. 連絡先:電話番号・(FAX番号→ある場合のみ)	・認知症対応型共同生活介護 ・看護小規模多機能型居宅介護
	・履歴事項全部証明書(原本のみ)※1	上記のサービスがある場合で、
	・事業所一覧(参考様式11) ※2 ※3	事業者の代表者も兼ねている時は
	誓約書 ○…提出要・△…事業所一覧に下記サービスがある場合提出要。	併せて「事業者の代表者」変更届出
	(参考様式9−1)居宅サービス事業 △	が必要です。 該当するサービスの変更届提出書
	(参考様式9−2)居宅介護支援事業 △	類一覧をご確認ください。
	(参考様式 9 - 3) 地域密着型サービス事業	
	(参考様式9−4)介護予防支援事業 △	
	(参考様式9−5)総合事業 △	
	※代表者の住所変更があった場合は、誓約書の添付は必要ありません。	

[注1] 事業所一覧(参考様式11)に次のサービスの記載がある場合、老人福祉法上の届出が必要です。(全サービス共通)

●老人居宅生活支援事業変更届出書(様式第17号)→ 様式は <u>こちら</u> からダウンロードしてください。				
老人福祉法上サービス名	対象介護サービス名			
老人居宅介護等事業	訪問介護、訪問介護相当サービス、訪問型サービスA、 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護			
老人デイサービス事業 〔注 2〕	通所介護、地域密着型通所介護、通所介護相当サービス、			
【老人福祉センター等他の用途に利用されている施設を利用する場合】	(介護予防)認知症対応型通所介護			
老人短期入所事業【特養その他の施設と共用する場合】〔注〕	(介護予防) 短期入所生活介護			
小規模多機能型居宅介護事業	(介護予防)小規模多機能型居宅介護			
認知症対応型老人共同生活援助事業	(介護予防)認知症対応型共同生活介護			
複合型サービス福祉事業	看護小規模多機能型居宅介護			

[注2] 様式第20号: 「単独で設置」 【老人デイサービスセンター】通所介護、地域密着型通所介護、通所介護相当サービス、 (介護予防) 認知症対応型通所介護と【老人短期入所施設】 (介護予防) 短期入所生活介護は提出対象外となります。

※4「介護サービスにおける業務管理体制の届出について」(総合事業と医療みなしは提出不要)

届出は介護サービス事業所ごとではなく、法人単位での届出が必要です。

法人の名称所在地、代表者の氏名・住所に変更があった場合は、業務管理体制の変更届出も必要です。

詳細につきましては、福祉指導監査課のHP内にある $\underline{^{\lceil}}$ 介護サービスにおける業務管理体制の届出について $\underline{^{\rceil}}$ をご覧下さい。

条件によって提出先が異なります。 〔注〕(予防)居宅サービス、居宅介護支援は<mark>茨木市には提出しません。</mark>